

「みね暮らし定住応援事業補助金」チェックシート

区分	要件	区分	補助対象要件	補助額	決定	
□1	交付申請を行った日において、補助対象者とその配偶者の年齢の合計が一定未満の夫婦の場合	□	①新築住宅の場合 夫婦の年齢の合計(歳)	10万円～130万円 (注1)	万円	
		□	②中古住宅の場合 夫婦の年齢の合計(歳)	10万円～60万円 (注1)		
□2	申請日において、本市に転入後1年以内であって、転入した日以前3年以内に本市の住民基本台帳に記載されたことがない者が同一世帯に所属する者の過半数を超える場合	□	①新築住宅の場合	50万円	万円	
		□	②中古住宅の場合	30万円		
			加算要件			万円
		□	①県外からの転入の場合	30万円		
		□	②市内勤務者の場合	30万円		
		□	③夫婦ともに市内勤務者の場合	30万円		
□3	申請日において、対象者の世帯に18歳(高校生)以下の子が3人以上いる場合	□	3人目以降の子1人につき 20万円		万円	
□4	市内に主たる事務所を置く事業者又は個人に直接工事を請け負わせ住宅を新築した場合	□	20万円		万円	
□5	市が所有する次に掲げる宅地を購入し、住宅を新築した場合 □ 美祢住宅団地内の宅地 □ 長田定住団地内の宅地 □ 旦住宅団地内の宅地	□	30万円		万円	
			加算要件			
		□	直系尊属が同じ団地内に住宅を所有し、その住宅の所在地に住所を有している場合	70万円	万円	
交付決定額 (区分1～5の計)					万円	

【注1】【区分1の補助金額について】

100から補助対象者とその配偶者の年齢の合計を差し引いた値に下記に定める額を乗じた額(その額に10万円未満の端数が生じるときは、その額を切り捨てた額)

- (1) 取得した住宅が新築住宅の場合 2万円
- (2) 取得した住宅が中古住宅の場合 1万円

提出書類

- 補助金交付申請書
- 誓約書
- 同意書
- 世帯全員分の住民票の写し(続柄の記載があり、申請時点の世帯の状況が確認できるもの)
- 建築請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- 不動産登記事項証明書(建物・土地)
- 世帯全員分の市税等の滞納がない証明(中学生以下は不要)
- 平面図(玄関、台所、トイレ、浴室及び居室がわかるもの)
- 世帯全員分の戸籍の附票(※区分2に該当する場合に限る。)
- 市内勤務者であることが確認できる書類(※区分2加算要件の②又は③に該当する場合に限る。)
- 直系尊属が確認できる書類(※区分5の加算要件に該当する場合に限る。)
- 直系尊属の住民票(※区分5の加算要件に該当する場合に限る。)
- 直系尊属が所有する住宅の不動産登記事項証明書(※区分5の加算要件に該当する場合に限る。)
- その他市長が必要と認める書類()